

Ⅱ 平成19年度社会保障給付費の概要

1. 平成19年度の社会保障給付費の総額は91兆4,305億円である。

- (1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が28兆9,462億円（31.7%）、「年金」が48兆2,735億円（52.8%）、「福祉その他」が14兆2,107億円（15.5%）である。
- (2) 平成19年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.6%であり、対国民所得比は24.40%である。
- (3) 国民1人当たり社会保障給付費は71万5,600円であり、1世帯当たりでは187万8,700円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
医療	281,027 (31.5)	289,462 (31.7)	8,435	3.0
年金	473,253 (53.1)	482,735 (52.8)	9,483	2.0
福祉その他	136,818 (15.4)	142,107 (15.5)	5,289	3.9
介護対策(再掲)	60,601 (6.8)	63,727 (7.0)	3,126	5.2

(注) () 内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

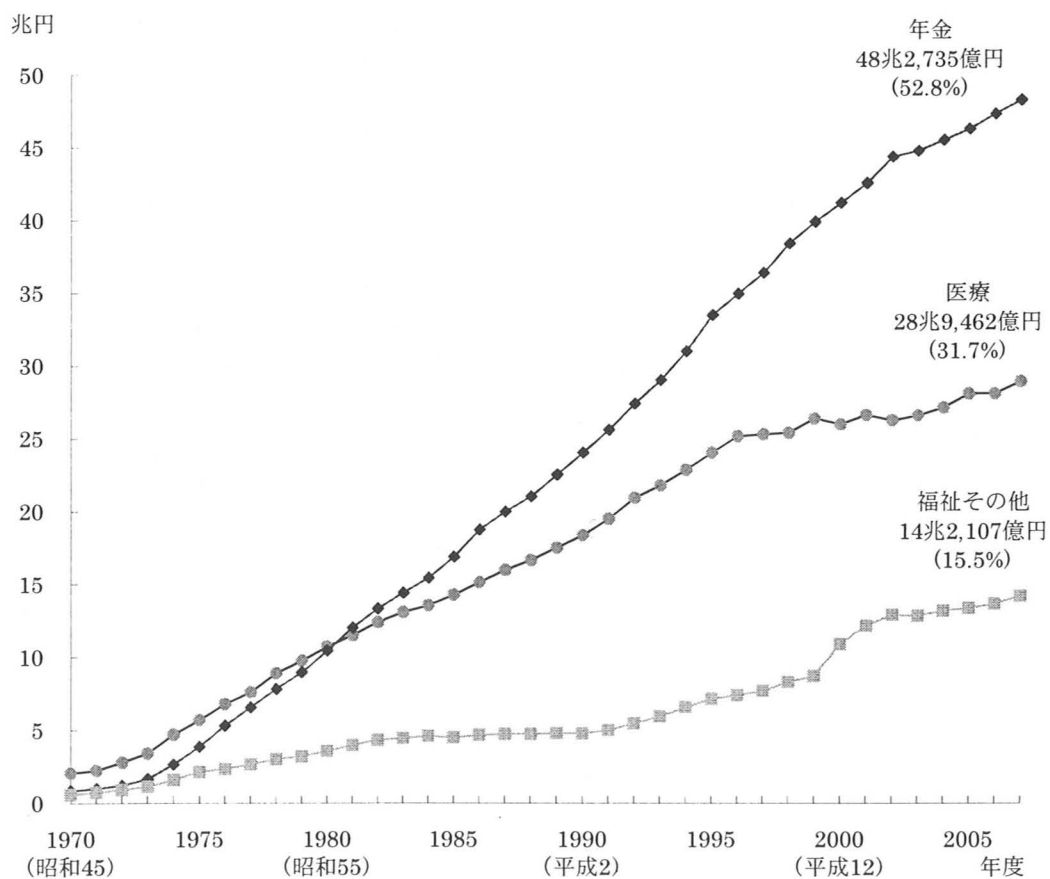
社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
医療	7.52	7.72	0.20
年金	12.67	12.88	0.21
福祉その他	3.66	3.79	0.13
介護対策(再掲)	1.62	1.70	0.08

表3 1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
1人当たり	697.4	715.6	18.2	2.6
1世帯当たり	1,850.8	1,878.7	27.9	1.5

（注）1世帯当たり社会保障給付費＝（世帯人員総数／世帯総数）×1人当たり社会保障給付費
によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.1%であり、この二つの機能で81.2%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.2%)、「家族」(3.4%)、「障害」(3.0%)、「生活保護その他」(2.5%)、「失業」(1.3%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
高齢	446,618 (50.1)	457,900 (50.1)	11,282	2.5
遺族	64,479 (7.2)	65,755 (7.2)	1,277	2.0
障害	25,618 (2.9)	27,760 (3.0)	2,142	8.4
労働災害	9,829 (1.1)	9,738 (1.1)	△ 90	△ 0.9
保健医療	274,696 (30.8)	283,993 (31.1)	9,297	3.4
家族	30,705 (3.4)	30,733 (3.4)	28	0.1
失業	12,396 (1.4)	11,871 (1.3)	△ 525	△ 4.2
住宅	3,416 (0.4)	3,611 (0.4)	195	5.7
生活保護その他	23,341 (2.6)	22,943 (2.5)	△ 398	△ 1.7

(注)

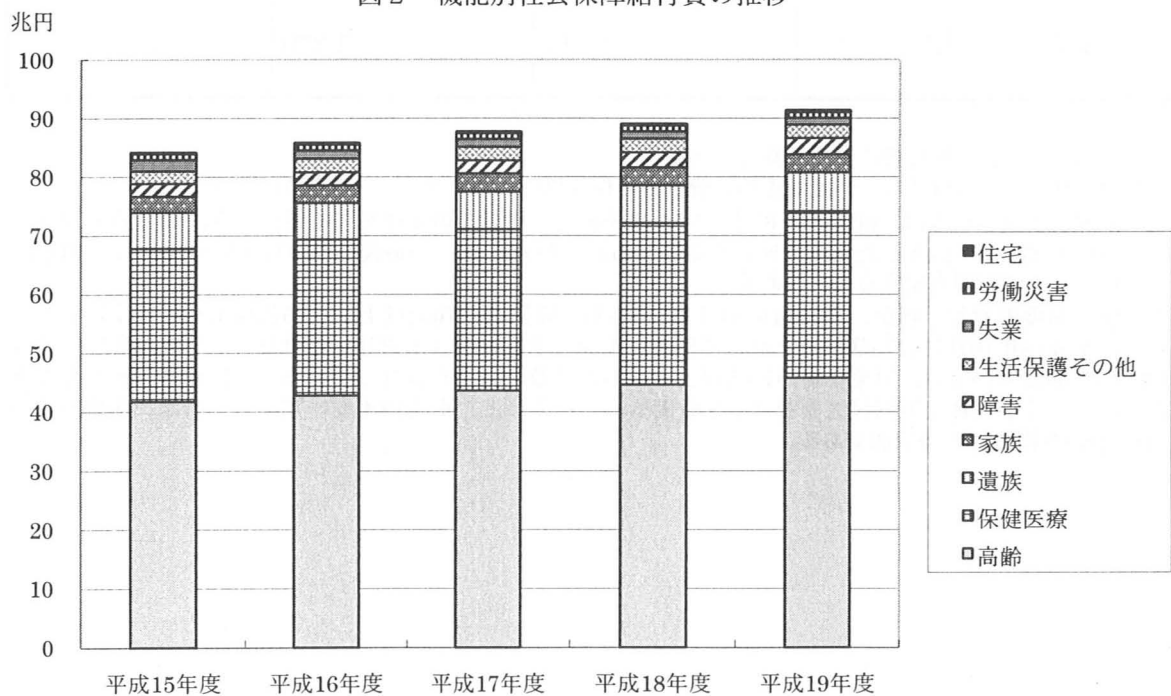
1. () 内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、33頁を参照。
3. 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
高齢	11.95	12.22	0.26
遺族	1.73	1.75	0.03
障害	0.69	0.74	0.05
労働災害	0.26	0.26	△ 0.00
保健医療	7.35	7.58	0.22
家族	0.82	0.82	△ 0.00
失業	0.33	0.32	△ 0.02
住宅	0.09	0.10	0.00
生活保護その他	0.62	0.61	△ 0.01

(注) 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

図2 機能別社会保障給付費の推移



3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成19年度には63兆5,654億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.5%である。

表 6 高齢者関係給付費

	平成18年度	平成19年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保障給付費	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	2.6
	億円	億円	%
年金保険給付費	457,716	467,994	2.2
老人保健（医療分）給付費	102,874	102,807	△ 0.1
老人福祉サービス給付費	60,602	63,728	5.2
高年齢雇用継続給付費	1,105	1,125	1.9
計	622,297 (69.8)	635,654 (69.5)	2.1
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,475	3,594	3.4
65歳以上人口	2,660	2,746	3.2
70歳以上人口	1,898	1,963	3.4
75歳以上人口	1,217	1,270	4.4

(注)

1. () 内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の福祉サービス費等からなる。
3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
4. 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成18年10月には75歳以上となっている。上記「老人保健（医療分）給付費」の平成18年度と平成19年度の額については、対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成19年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成19年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は4.3%の増加である。